令和７年２月 18 日
青森市環境部環境政策課長

省エネ家電などの買換えや太陽光発電設備などの導入費用をサポートします

エネルギー価格の高騰による家計負担への影響の軽減や温室効果ガス排出量の削減を目的に、省エネ家電などへの買換えや太陽光発電設備などの導入費用をサポートします。

つきましては、下記のとおり青森市地球温暖化対策実行計画推進事業を実施しますので、取材・報道をお願いします。

補助対象・補助金額

補助対象		台数	補助金額（千円未満切り捨て）
省エネ家電等	エアコン、電気冷蔵庫、給湯器（エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器のいずれか）	各１台まで	補助対象経費（購入に要する経費）の 1/4 【上限３万円】
太陽光発電設備・蓄電池	自家消費型太陽光発電設備	１基まで	補助対象出力 1kW 当たり７万円 【上限 35 万円】
	家庭用蓄電池（定置型）	１台まで	補助対象経費（購入及び設置工事に要する経費）の 1/3 【上限 40 万円】
電気自動車等充電設備	自家用電気自動車等充電設備	１口まで	補助対象経費（購入及び設置工事に要する経費）の 1/4 【上限５万円】

※補助金の交付対象は、令和７年 12 月 31 日（水）までに購入し、設置を完了するものです。
※補助対象の購入または設置工事の発注は交付決定後に行ってください。（交付決定前に購入または設置工事を発注したものは補助対象外です。）

補助対象者

市内に住所を有し居住しているかた、市税に未納がないかたなど

申請書類受付期間

令和７年４月１日（火）から 11 月 28 日（金）まで
※予算がなくなり次第終了します。予算の執行状況は市ホームページでお知らせします。

その他

詳細につきましては、別添チラシまたは市ホームページをご覧ください。

【問合せ】青森市環境部環境政策課　担当：主事 佐々木、主査 赤平
TEL：017-718-0286　FAX：017-718-1083

青森市民限定！

青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金（重点支援交付金活用事業）

地球にやさしい！　家計にうれしい♥　エコな暮らしでおトクに☺

省エネ家電等の買い換え、太陽光発電設備・蓄電池と電気自動車等充電設備の導入 補助金

補助対象・補助金額

区分	種別	台数	補助金額（千円未満切り捨て）
1 省エネ家電等	エアコン	1台まで	補助対象経費の1／4【上限3万円】
	電気冷蔵庫	1台まで	
	給湯器（エコキュート、ガス温水機器、石油温水機器のいずれか）	1台まで	
2 太陽光発電設備・蓄電池	自家消費型太陽光発電設備	1基まで	補助対象出力1ｋW当たり7万円【上限35万円】
	家庭用蓄電池	1台まで	補助対象経費の1／3【上限40万円】
3 電気自動車等充電設備	自家用電気自動車等充電設備	1口まで	補助対象経費の1／4【上限5万円】

※補助対象経費

区分1　省エネ家電等 → 購入に要する経費（設置工賃、配送経費、既存家電等の処分料、消費税等は除く）

区分2　太陽光発電設備・蓄電池
区分3　電気自動車等充電設備
→ 購入及び設置工事に係る経費（配送経費、既設の設備等処分料、消費税等は除く）

※新品であるもの

※市内に本店又は支店を有する店舗又は事務所において購入するもの（インターネット販売で購入するものを除く）

補助対象者

①補助金の交付申請時点において、青森市の住民基本台帳に記載されており、かつ居住しているかた
②補助金の交付申請日までに納期限が到来した市税に未納がないかた
③本人及び本人と同一世帯のかたが、補助対象の同一区分において、この補助金の交付の決定を受けていないかた
④本人及び本人と同一世帯のかたが、補助対象の同一種別において、この補助金以外に、国の補助金又は他の地方公共団体、団体、企業等からの補助金等（国からの支援を受けた補助金等に限る。）の交付を受けていない又は交付を受ける予定がないかた
⑤本人及び本人と同一世帯のかたが、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないかた

≪ 申請受付期間 ≫ **令和7年4月1日(火)～令和7年11月28日（金）**

※交付決定額が予算額に達し次第、受付を終了いたします。
※予算額の執行状況は、随時、市ホームページでお知らせします。

≪補助金交付対象≫ 交付決定後から**令和7年12月31日(水)まで**に購入し、**設置を完了**するもの

※補助対象の購入または設置工事の発注は交付決定後に行ってください。（交付決定前に購入または設置工事を発注したものは補助対象になりません。）

詳しくは 青森市　地球温暖化対策　補助金 検索

お問い合わせ	青森市地球温暖化対策実行計画推進事業補助金担当（青森市環境政策課） 〒030-0801　青森市新町一丁目3番7号　駅前庁舎3階 3/21～10/31：☎017-718-2696（午前8時30分～午後5時） （※上記期間以外は、☎017-718-0286へお問い合わせください。）

●補助対象要件及び交付申請書の添付書類

区分	種別	補助対象要件	交付申請書の添付書類
1 省エネ家電等	エアコン 電気冷蔵庫 給湯器	（１）　既設の家電等から同じ用途の補助対象家電等に買い換えるために自ら購入し、市内の自らが居住する住宅に設置するもの （２）　日本産業規格 電気・電子機器の省エネルギー基準達成率の算出方法及び表示方法に基づく省エネルギー基準達成率が１００％以上のもの （省エネ型製品情報サイトで確認可能） ※省エネ達成目標年度 エアコン　：2027年度 電気冷蔵庫：2021年度 給　湯　器：2025年度	（１）　補助対象家電等の見積書の写し（宛名、品名、機種名（型番を含む。）、本体価格（付属品等の価格を含む。）、購入予定店舗名等の記載があるもの） （２）　買い換え前の家電等及び購入する補助対象家電等の設置場所がわかる写真 （３）　住民票（世帯の全員の記載があるもの） （４）　補助申請者の市税に係る完納証明書 （５）　その他市長が必要と認める書類
2 太陽光発電設備・蓄電池	太陽光発電設備	（１）　市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の敷地内に設置する太陽光発電設備であること（ＰＰＡ・リースにより導入されるものを除く。）。 （２）　ＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得しないものであること。 （３）　接続供給（自己託送）を行わないものであること。 （４）　再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（専らＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を受けた者に対するものを除く。）に準拠して事業を実施すること。 （５）　当該太陽光発電設備により発電する電力量の３０％以上を、当該太陽光発電設備を設置する住宅の敷地内で消費するものであること。 （６）　毎月の発電電力量や電気使用量が確認できる設備であること。	 青森市環境保全シンボルキャラクター 地球の王子様『エコル』 （１）　太陽光発電設備・蓄電池設置計画書（様式あり） （２）　補助対象家電等のメーカー名、型式（型番・品番）、出力・容量等を確認できる書類（カタログの写し等） （３）　補助対象経費に係る見積書の写し及びその内訳を確認できる書類 （４）　既存住宅の場合は設置場所を確認できる平面図又は写真、新築中又は新築予定の場合は設置場所の住宅の所在地を確認できる位置図 （５）　住民票（世帯の全員の記載があるもの） （６）　補助申請者の市税に係る完納証明書 （７）　その他市長が必要と認める書類
	家庭用蓄電池	（１）　市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の敷地内に新たに設置する太陽光発電設備又は既設の太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池であること（ＰＰＡ・リースにより導入されるものを除く。）。ただし、既存の太陽光発電設備については、ＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得していないものであり、かつ、接続供給（自己託送）を行わないものであること。 （２）　原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 （３）　停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 （４）　毎月の蓄電量や電気使用量が確認できる設備であること。 （５）　家庭用蓄電池（２０ｋＷｈ以下）であって、１４．１万円/ｋＷｈ（工事費込み・税抜き）以下の価格の蓄電システムであること。	 青森市環境保全シンボルキャラクター 地球の要請『ハナ』
3 電気自動車等充電設備	電気自動車等充電設備	（１）　市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の敷地内に設置する電気自動車等充電設備であること（リースにより導入されるものを除く。）。 （２）　電気自動車等を充電するための普通充電設備、急速充電設備であって、交付申請日時点で一般社団法人次世代自動車振興センターが電気自動車等の充電インフラ整備事業費補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備であること。 （３）　工事を伴う充電設備であること。	（１）　補助対象家電等のメーカー名、型式（型番・品番）、形状、規格、性能等を確認できる書類（カタログの写し等） （２）　補助対象経費に係る見積書の写し及びその内訳を確認できる書類 （３）　既存住宅の場合は設置場所を確認できる平面図又は写真、新築中又は新築予定の場合は設置場所の住宅の所在地を確認できる位置図 （４）　住民票（世帯の全員の記載があるもの） （５）　補助申請者の市税に係る完納証明書 （６）　その他市長が必要と認める書類

※申請書の添付書類のうち、住民票及び完納証明書は、申請書に住民票等の確認に同意することで省略可

●補助金交付までの流れ

①【申請者】（購入・設置工事前）交付申請書類を提出→ ②【市】交付決定の通知→ ③【申請者】補助対象品目の購入・設置工事→ ④【申請者】（購入・設置工事後３０日以内）完了実績報告書類を提出→ ⑤【市】交付額確定の通知→ ⑥【申請者】請求書類を提出→ ⑦【市】指定口座へ振込

●申請方法及び申請書類等提出先

①青森市役所環境政策課受付窓口（駅前庁舎３階）に持参する。

②青森市役所環境政策課宛に申請書類一式を郵送する。

※郵送料金不足の場合は申請書類を受領せず返送します。また、申請書類に不備があった場合は、受理できませんので、申請書類の訂正をしていただくことになります。

提出先：〒030-0801　青森市新町一丁目３番７号
青森市役所駅前庁舎　環境政策課　地球温暖化対策実行計画推進事業補助金担当宛